

居宅介護等重要事項説明書

居宅介護、重度訪問介護の契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。不明な点があれば質問願います。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	医療法人尚豊会
主たる事務所の所在地	〒512-0911 四日市市生桑町菰池458番地1
代表者（職名・氏名）	理事長 古橋 亜沙子
設 立 年 月 日	平成10年3月30日
電 話 番 号	059-330-6000

2. 事業所の概要

事業所の名称	みたき在宅ケアセンター	
事業所の所在地	〒512-0911 四日市市生桑町菰池458番地1	
電 話 番 号	059-330-6536	
FAX番号	059-330-6537	
指定年月日・事業所番号	平成16年4月1日（令和21年11月1日）	三重県指定 2410200790
通常の事業の実施地域	四日市市	
併 設 事 業 所	みたき総合病院 通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション みたき在宅ケアセンター 訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所 訪問介護（介護保険、総合事業）	

3. 事業の目的と運営方針

目的	利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った、適切かつ円滑な指定居宅介護等の提供を確保することを目的とする。
運営方針	事業所は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、次の援助を行うものとする。 <ul style="list-style-type: none">・ 入浴、排せつ及び食事等の支援・ 調理、洗濯及び掃除等の家事・ 生活等に関する相談及び助言・ その他の生活全般にわたる援助 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。 上記のほか、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

4. 提供するサービスの内容

(1) 身体介護	①食事介助 ②入浴介助 ③排泄介助 ④清拭 ⑤体位変換 等
(2) 生活援助	①買い物 ②調理補助 ③掃除 ④洗濯 等
(3) その他サービス	①介護相談 等

5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで（祝日は通常営業） ※年末年始（12月30日～1月3日）は相談によって実施します。
営業時間	8：30から17：30まで ※早朝（6：00～8：00）、夜間（18：00～22：00）、 日曜日のご利用につきましてはご相談ください。

6. 事業所の従業員の体制

	資格	常勤	非常勤	合計
管理者	介護福祉士			1名 (兼務)
サービス提供責任者	介護福祉士			1名以上 (兼務)
サービス従事者	介護福祉士			3名以上 (兼務)
	初任者研修（ヘルパー2級）			

7. 利用料等

介護給付費の支給決定によるサービスを提供する場合について、厚生労働省の告示による利用料が発生し、自己負担も発生いたします。

ただし、障害サービスにおいては、所得に応じて負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス料にかかわらず、それ以上の負担は生じません。負担上限額につきましては、それぞれの受給者証、または市町の窓口にて確認をお願いします。

【加算・減算】

要件を満たす場合、基本部分に以下の料金が加算又は減算されます。

加算等の種類	加算・減算額（1回あたり）
早朝・夜間	所定単位数の25%
深夜の訪問	所定単位数の50%
特定事業所加算Ⅱ	所定単位数の10%
初回加算	200

福祉・介護職員等処遇改善加算 I	所定単位数の 41.7%
------------------	--------------

(注1) 介護給付費の支給決定額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

(注2) サービス提供を行う手順等により、市町が2名派遣を認めた場合は、利用者の同意のもとヘルパー2名を同時派遣しますが、その場合の費用は2人分となり、利用者負担も2倍になります。

(注3) 介護給付費等について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、介護給付費等の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町に介護給付費等の支給(利用者負担額を除く)を申請してください。

(2) その他の費用

交通費	通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において居宅介護等を行う場合に係る費用として、通常の事業の実施地域を越えた地点から、距離1kmにつき10円を請求します。
-----	--

(3) キャンセル料

利用予定日の前にサービス利用の中止又は変更をすることができます。

この場合には、利用予定日の前営業日17時までに事業所に申し出てください。利用日の前営業日17時までに連絡がなく、サービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、利用者の体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料はいただきません。

キャンセルの時期	キャンセル料
ご利用日の前営業日17時までに ご連絡いただいた場合	無料
ご利用日の前営業日17時までに ご連絡がなかった場合	予定されていた報酬の10%相当額

(4) 支払い方法

毎月、10日までに前月分の利用料の請求をいたします。お支払方法は、原則、銀行・郵便局の指定口座からの口座振替(料金自動引き落とし)となります。

ゆうちょであれば、サービス提供月の翌月15日、その他の金融機関であれば、サービス提供月の翌月27日に振替を行います。

なお振替日が金融機関の休業日の場合、翌営業日に振替を行います。

8. サービスの利用に当たっての留意事項

- ・サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐにお申し出ください。
- ・ヘルパーは、医療行為及び医療補助行為は行うことが出来ません。
- ・利用者以外へのサービスの提供(ご家族へのサービスの提供)は行えません。
- ・利用者及家族からの金銭又は物品の授受はお断りしています。
- ・警報発令時や積雪等の悪天候により安全に訪問が出来ないと判断した場合、時間の変更等を相談することがあります。

9. 秘密保持及び個人情報の保護

- ・事業者及びその従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、在職中及び退職後において、第三者に漏らしません。これは、この契約終了後も同様とします。
- ・事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ・事業所は、利用者の個人情報については利用者から、その家族の個人情報についてはその家族から予め文書で同意を得ない限り、利用者の居宅サービス計画等の立案のためのサービス担当者会議、相談支援員等との連絡調整等において、利用者又はその家族の個人情報を用いませぬ。

10. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変や大規模災害、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名 (利用者との続柄) 電話番号	

緊急時において、可能な限り利用者の安全の確保に努めますが、従業者に重大な危険が発生する場合は、従業者の生命を守る行動を優先します。

11. 事故発生時の対応

居宅介護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の相談支援員及び市町等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する居宅介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

12. 虐待の防止

利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次に掲げるとおり、必要な措置を講じます。

- ・虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底を図ります。
- ・虐待防止のための指針を整備しています。
- ・従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- ・虐待に関する措置を適切に実施するための担当者を設置します。

(担当者：訪問介護管理者 藤原 由紀子、在宅ケアセンター長 山浦 康孝)

サービス提供中に従業者又は、養護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による

虐待を受けたと思われる利用者を発見した際は、速やかにこれを市町に通報します。

13. 衛生管理

- ・ヘルパー等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ・事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。
- ・事業所において感染症が発生し、又は、まん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 1. 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 2. 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 3. 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

14. 事業継続計画の策定等について

- ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護等の提供を継続的に実施するため、及び、非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画（事業継続計画（BCP））を策定し、その計画に沿って必要な措置を講じます。
- ・従業者に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ・定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行います。

15. 苦情相談窓口

利用者は提供されたサービスについて苦情があった場合は、下記の窓口に対し、苦情を申し立てることができます。

(1) 事業所の窓口

事業所相談窓口	電話番号 059-330-6536 受付時間 月曜日から土曜日 8:30~17:30 苦情受付担当者 管理者 藤原 由紀子 苦情解決責任者 センター長 山浦 康孝
---------	--

(2) その他苦情申立の窓口

苦情受付機関	四日市市役所 障害福祉課	電話 059-354-8171
	三重県福祉サービス運営適正化委員会	電話 059-224-8111
	三重県国民健康保険団体連合会	電話 059-222-4165

16. 第三者評価の実施状況について

みたき在宅ケアセンター訪問介護において、令和6年7月1日現在、第三者評価は実施していません。